

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る
不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議（第2回）議事要旨

■日 時：令和7年8月26日（火）16：50～18：00

■場 所：中央合同庁舎第4号館12階 共用1211会議室

■出席者

＜不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー＞（五十音順、敬称略）

貝阿彌誠、中川丈久、中島宏、萩原なつ子、藤本頼生

＜消費者庁＞

黒木理恵審議官、久保浩法務監理官、熊澤英人寄附勧誘対策室長、寄附勧誘対策室員

■議事次第

1. 開会

2. 議事

- ・消費者庁からの説明
- ・意見交換

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見について

3. 閉会

■配布資料

- ・議事次第

■議事概要

○会議の議事について、消費者庁（黒木審議官）から説明が行われ、その後、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見について、議論が行われた。

○議論の結果を事務局で意見案として文章化し、不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーに後日確認を行うことで、「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律附則第5条に係る不当寄附勧誘防止法執行アドバイザー会議による意見」として決定することで合意がなされた。

○不当寄附勧誘防止法執行アドバイザーからのその他の主な発言は下記のとおり。

- ・法律が有効に機能するという場合の意義には、①法律の適用事例があることと、②ルールが定められることがある。法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（以下「法」という。）の場合、①に当たる法に基づく行政措置はこの間0件であったが、②に当たる寄附勧誘に関する一般的な行為規範を定立したという点では意味があったと思う。

- ・最近、寄附に対する社会の見方が変わってきていることを感じる。昔ほど寄附金を集めることが簡単ではなくなっている。
- ・日本は海外にあるような寄附文化が根付いていない。「自業自得」「因果応報」といったことが言われがちな文化である。日本は「人助け指数」が世界で下から2番目という海外の調査結果がある。本来の寄附は寄附者にメリットがなくとも慈善的に行われるものであるが、日本の寄附は自らの病などに対する救いを求めて行われる自分のための寄附が多く、助け合わない国という評価にもなっている。日本には「無尽」や「共同売店」のように、仲間内で助け合う、自分たちで何とかするという文化は昔からあるが、自分とは関係のない人を助ける寄附の文化とは違うものである。このように日本では、寄附文化がないことと、それ故にかえって不当な寄附勧誘による甚大な被害が生じてしまうという両極端に振れているという問題がある。なぜ不当な寄附勧誘被害を生じさせるようなところに頼ってしまうのか、なぜ救いを求めざるを得なかったのかという根本的な問題についても、社会的な健康（ウェルビーイング）等の観点も踏まえて考えていく必要があると思う。
- ・法はあくまで不当な寄附勧誘を規制するものなので、寄附文化の醸成とは分けて考えるべきであると思うが、日本では寄附文化が根付いていないこともあり、どうしても一緒に議論されてしまう傾向がある点に危うさを感じる。地域の祭りやイベント等への寄附をめぐる問題も増えているようだ。
- ・不当な寄附勧誘を行う悪質な法人等を法に基づき処分できることで、寄附をする側が安心して寄附できるようになるので、寄附を盛んにする法律であると思う。一方で、適切に寄附を募っている法人等ほど、様々な制約により過剰に心配を募らせてしまっている面はあるかもしれない。
- ・社会的課題に法律で対応する場合、事実上特定の法人等のみを対象とするような特別法による方法と法のような一般法による方法がある。基本的には一般法が望ましいと考えるが、適切に寄附を募っている法人等に対し、要らぬ心配をさせてしまうという点を踏まえると、悩ましいところである。フランスでも、反セクト法を制定する際は、あくまで一般法であることにこだわったところ、あらゆる法人等に適用されるのではないかということで混乱が生じてしまったという例がある。
- ・寄附される財産の用途を誤認させるおそれがないようにするとの配慮義務（法第3条第3号）について、例えばアフリカの支援のための寄附金についてはその中から事務経費にも用いられることがあるが、その詳細をどこまで伝えなければならないのかなど、適切に寄附を募っている法人等の中で心配が生じたという話もある。
- ・寄附文化や信教の自由等への影響の有無や程度を含め、相当程度の期間において注視する必要がある。